

(1) 小学校統合（学校規模の適正化）に関する基本方針について

宇和島市教育委員会では、平成 30 年 2 月に策定した「学校適正規模、適正配置等に関する基本方針」について、令和 6 年 4 月に改正しました。

検討するにあたり、宇和島市学校再編整備検討委員会を立ち上げ、児童生徒数や学校所在地、通学時間など様々な視点で議論を重ねていただきました。

その後、教育長や教育委員、関係部署で組織された教育委員会において、検討委員会からの報告書の内容を踏まえ、慎重に検討を重ね、新たな基本方針を策定しました。

【改正までの経過】

- 平成 30 年 2 月 「学校適正規模、適正配置等に関する基本方針」策定
- 令和 5 年 6 月～12 月 宇和島市学校再編整備検討委員会（※5 回開催）
- 令和 6 年 4 月 「学校適正規模、適正配置等に関する基本方針」改正

【主な改正点】

- ① 「旧 3 町においては小学校の数は原則 1 校とする」という考え方の追加
- ② 学校再編の組み合わせ（高光小、清満小、御槇小）
- ③ 統合目標年度（案）の明確化

(2) 小学校統合（学校規模の適正化）の基本となる考え方

- ①離島を除く全ての学校を対象として検討を行う。ただし、半島部等、近隣学校と遠隔地にある学校で、通学に著しく時間を要する等、児童の負担に配慮を要する場合を除く。
- ②小学校については、原則として、標準的な学級編成(*1)において、将来的に複式学級解消の見込みのない学校について検討の対象とする。
- ③旧 3 町においては、急激に出生数が減少している状況を勘案し、小学校の数は、原則 1 校とする。
- ④中学校については、旧 3 町は 1 校とし、旧市については、全ての学年について 2 学級以上となるよう検討を行う。
- ⑤将来的な小中連携教育を視野に入れて協議・検討を行う。
- ⑥統廃合を検討する地域は平成 17 年の旧 4 市町単位とするが、それ以前の旧町村統合などの歴史的背景についても考慮する。
- ⑦廃校となった学校の施設・用地などは市民の意向を踏まえながら、市政全体の問題として検討を行い有効な利活用を行う。

(*1)標準的な学級編成（小学校 ※愛媛県内）

■同学年の児童で編成する学級 35 人（※R6 年度までは 6 年生は 40 人）

■複式学級（2 個学年） 16 人以下（1 年生を含む場合は 8 人以下）